

北海道後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和2年2月28日北海道後期高齢者医療広域連合告示第6号を次のとおり変更し、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

（令和2年2月28日北海道後期高齢者医療広域連合告示第6号の「7」を変更したものである。）

令和2年3月4日

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田



1 プロポーザルに付する事項

(1) 契約の名称

服薬関連事業の実施のあり方検討支援業務

(2) 業務の概要

別紙募集要項、仕様書及び企画提案書作成要領のとおり

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 平成19年北海道後期高齢者医療広域連合告示第3号に規定する資格又は全省庁統一資格を有していること。

(2) 日本国内に本店又は事業所を有する法人であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(4) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

(6) 平成26年度以降において、国（厚生労働省）、各都道府県後期高齢者医療広域連合又は各市町村（国民健康保険）の服薬事業（保健事業）に関する支援業務の受託実績がある事業者であること。

(7) 平成26年度以降において、医療保険者のレセプトデータを活用した服薬に関する分析業務の受託（実施）実績がある事業者であること。

3 資格の確認

(1) プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格の確認をするため、申請しなければならない。

ア 申請期限

令和2年3月12日（木）午後4時30分まで

イ 申請書類

(ア) 参加表明書

(イ) 2-(1)の入札参加者資格を有することを証する書類の写し及び申立書
(様式2)

(ウ) 法人の概要を記した資料等(2-(2)の要件を満たしていることがわかる
ものを含む)

(エ) 2-(3)、(4)の要件を満たしている旨の申立書(様式2)

(オ) 都道府県税及び市町村税の納税証明書(それぞれ未納の税額がないこと
がわかる証明。本告示日以降に交付されたもの。)

納税義務がない場合は、その旨の申立書(様式2)

(カ) 2-(6)及び(7)のそれぞれの事実を証する書類の写し

ウ 書類提出先

北海道後期高齢者医療広域連合事務局医療給付班保健企画担当(札幌市中央
区南2条西14丁目国保会館6階)

エ 書類提出方法

持参又は郵送(事故防止のため書留郵便とすること。)

持参による場合の受付時間は、平日、午前9時00分から午後4時30分ま
で(正午から午後1時00分までを除く。)とする。

(2) プロポーザル参加資格を有すると認められなかった者は、このプロポーザルに
参加することができない。

4 プロポーザル参加資格の決定

令和2年3月13日(金)までに、参加資格のあった者には、電話連絡し企画提
案を要請する。参加資格の無い者には、その旨電話連絡を行う。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年3月19日(木) 午後4時30分まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書(かがみ)(様式3-1) 1部(正本)

イ 企画提案書(様式3-2) 10部(正本1部、副本9部)

ウ 書類提出先

3-(1)-ウに同じ

エ 書類提出方法

持参又は郵送(事故防止のため書留郵便とすること。)

持参による場合の受付時間は、平日、午前9時00分から午後4時30分ま
で(正午から午後1時00分までを除く。)とする。

6 募集要項、仕様書及び企画提案書作成要領

(1) 交付場所

北海道後期高齢者医療広域連合事務局医療給付班保健企画担当(札幌市中央区

南2条西14丁目国保会館6階)及び北海道後期高齢者医療広域連合ホームページにて交付する。

(2) 交付期間

令和2年2月28日(金)から令和2年3月19日(木)まで

(3) 事務局における交付時間

平日、午前9時00分から午後4時30分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

7 企画提案の審査及び評価、選定

(1) 基本的な考え方

ア 広域連合に設置する「服薬関連事業の実施のあり方検討支援業務企画審査会」(以下「審査会」という。)において、企画提案書等の内容から公平かつ客観的に評価し選定を行う。

イ 参加者が本件の応募に関し、審査会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案に関する質問及び回答

審査会においては、企画提案の内容に関するヒアリングは行わず、提出された企画提案の内容に関する審査会からの質問事項を電子メールで応募者に対して送付し、その回答を求める。

また、企画提案に関するヒアリングを行わないことから、ヒアリングでの説明に代えて、企画提案の趣旨等をまとめた説明資料の提出を認めることとする(提出は任意とする)。

ア 趣旨説明資料の提出(任意)

前記5の企画提案書類の提出に併せて提出すること。部数は企画提案書(様式3-2)と同様とする。

なお、趣旨説明資料を提出しない場合は、その旨を申し出ること。

イ 質問事項の送付及び回答

令和2年3月24日(火)の午前中に(正午までに)、電子メールで質問事項を送付するので、翌日、令和2年3月25日(水)正午までに、電子メールで回答を提出すること。

電子メールアドレス hoken@iryokouiki-hokkaido.jp

(3) 選定及び公表

ア 選定に関する基準(配点)は、募集要項のとおりとする。

イ 令和2年3月25日(水)又は令和2年3月26日(木)のいずれかに審査会を開催し、支援業務の趣旨を理解し、業務実施に最も適した提案を行った者を契約の相手方の候補者として選定するとともに、随意契約の手続きを別途行う

ものとする。

ウ 採点では、契約の相手方候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から契約の相手方候補者を選定する。

エ 参加者が1者であっても、プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約の相手方候補者として選定しない。

オ 選定結果は、審査会后、道広域連合における所定の決定手続きを経て通知するとともに、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページで公表する。

8 その他

(1) プロポーザル事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称

北海道後期高齢者医療広域連合事務局

イ 所在地

郵便番号 060-0062

住所 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話番号 011-290-5601 (代表)

FAX 011-210-5022

(2) 企画提案に係る問合せ

企画提案に関する質問は、電子メールにて受け付ける。質問票等の様式は任意とする。電話、ファクス、郵送では受け付けないので注意すること。

ア 送信先

北海道後期高齢者医療広域連合事務局医療給付班保健企画担当

電子メールアドレス hoken@iryokouiki-hokkaido.jp

※ 電子メールの件名は「プロポーザル質問事項」とし、会社名、担当部署、担当者名及び連絡先を必ず明記すること。

イ 提出期限

令和2年3月12日(木) 午後4時30分まで

ウ 回答

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページで随時公表する(遅くとも令和2年3月13日(金)までに公表する)。

(3) プロポーザルへの参加に際しては、募集要項、仕様書及び企画提案書作成要領の内容等をよく確認すること。